

## 奈良県告示第九十六号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、令和六年六月一日から施行する。

令和六年五月三十一日

奈良県知事 山下 真

表会計局に勤務する出納員の項中

一 議会に係る公文書及び奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

二 奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月奈良県条例第四十六号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

を

一 議会に係る奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第三十八号）

に基づく行政文書の開示の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料並びに写しの送付に要する費用等の収納を行うこと。

二 奈良県情報公開条例に基

一 行政不服審査法に基づくし等の交付手数料に関する二十八号三月奈良県条例第三十八号三月奈良県条例第三十八号に基づく書面等の写し等の費用及びその送付に要する費用を行うこと。

二 奈良県情報公開条例に基

書（公安委員会及び警察本ものを除く。）の開示に係成及び送付に要する費用等うこと。

三 個人情報の保護に関する

二 奈良県議会個人情報保護条例（令和五年三月奈良県条例第四十六号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

三 議会に係る公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

四 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例（令和六年三月奈良県条例第二十六号。以下「改正条例」という。）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる議会に係る奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

に、

十五年法律第五十七号）に情報の開示に係る写しの作成に要する費用の収納を行うこと。

四 県の刊行物の売払代金及物の送付に要する費用の収納を行うこと。

五 奈良県情報公開条例附則定によりなお従前の例によれる公文書の開示に係る写し及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

六 奈良県個人情報の保護に施行条例（令和四年十二月第十九号）に基づく奈良県護審議会に提出された書面の作成に要する費用及びその費用の収納を行うこと。

七 奈良県個人情報の保護に施行条例附則第三条第五項りなお従前の例によること個人情報の開示に係る写しの付に要する費用の収納を行うこと。

一 行政不服審査法に基づく書面等の写し等の交付手数料に関する条例（平成二十八年三月奈良県条例第六十九号）に基づく書面等の写し等の作成に要する費用及びその送付に要する費用の収納を行うこと。

書面等の写  
条例（平成  
六十九号）

作成に要する費用の収  
づく行政文  
部長に係る  
る写しの作  
の収納を行  
法律（平成  
基づく個人  
成及び送付  
こと。  
び当該刊行  
納を行うこ  
第四項の規  
ることとさ  
しの作成及  
納を行うこ  
関する法律  
奈良県条例  
個人情報保  
等の写し等  
の送付に要  
関する法律  
の規定によ  
とされる個  
作成及び送

を

- 二 奈良県情報公開条例に基づく行政文書（公安委員会及び警察本部長に係るものを除く。）の開示の請求に係る手数料及び開示の実施に係る手数料並びに写しの送付に要する費用等の収納を行うこと。
- 三 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。
- 四 県の刊行物の売払代金及び当該刊行物の送付に要する費用の収納を行うこと。
- 五 奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる公文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。
- 六 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年十二月奈良県条例第十九号）に基づく奈良県個人情報保護審議会に提出された書面等の写し等の作成に要する費用及びその送付に要する費用の収納を行うこと。
- 七 奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる個人情報開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。
- 八 改正条例附則第二項の規定によりな

に、

奈良県建  
和四十六年  
）第一条に  
情報公開条  
係る写しの  
の収納を行

うこと。

お従前の例によることとされる奈良県  
情報公開条例に基づく行政文書（公安  
委員会及び警察本部長に係るものを除  
く。）の開示に係る写しの作成及び送  
付に要する費用等の収納を行うこと。

築計画概要書等閲覧規程（昭  
和二年奈良県告示第五百二十号  
規定する概要書に係る奈良県  
例に基づく行政文書の開示に  
作成及び送付に要する費用等  
うこと。

を

一 奈良県建築計画概要書等閲覧規程（  
昭和四十六年二月奈良県告示第五百二  
十号）第一条に規定する概要書に係る  
奈良県情報公開条例に基づく行政文書  
の開示の請求に係る手数料及び開示の  
実施に係る手数料並びに写しの送付に  
要する費用等の収納を行うこと。  
二 改正条例附則第二項の規定によりな  
お従前の例によることとされる奈良県  
建築計画概要書等閲覧規程第一条に規  
定する概要書に係る奈良県情報公開条  
例に基づく行政文書の開示に係る写し  
の作成及び送付に要する費用等の収納  
を行うこと。

に、

一 公安委員会及び警察本部長  
良県情報公開条例に基づく行  
開示の請求に係る手数料及び  
施に係る手数料並びに写し  
する費用等の収納を行うこと。  
二 個人情報の保護に関する法  
く個人情報の開示に係る写し

一 公安委員会及び警察本部長に係る奈良県情報公開条例に基づく行政文書の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用等の収納を行うこと。

二 奈良県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示に係る写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

を

三 奈良県個人情報の保護に関する施行条例に基づく奈良県個人情報保護委員会に提出された書面等の作成に要する費用及びその送る費用の収納を行うこと。

四 奈良県個人情報の保護に関する施行条例附則第三条第五項のりなお従前の例によることと個人情報の開示に係る写しの作成に要する費用の収納を行うこと。

五 改正条例附則第二項の規定お従前の例によることとされ委員会及び警察本部長に係る奈良県情報公開条例に基づく行政文書の写しの作成及び送付に要する費用の収納を行うこと。

に係る奈良  
政文書の  
開示の実  
送付に要  
律に基づ  
の作成及  
行うこと。  
する法律  
情報保護  
写し等の

付に要す

に改める。

する法律  
規定によ  
される個  
成及び送  
こと。  
によりな  
る公安委  
良県情報  
開示に係  
る費用等